



福岡医発第 947 号 (地)
令和元年 7 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

社会保険診療報酬支払基金福岡支部における解散した健康保険組合の
7 月請求分の取扱いについて

平成 31 年 4 月 1 日付けで解散した下記健康保険組合に係る被保険者証の確認等につきましては、加入者が約 65 万人と大規模であることから、本年 6 月請求分までは旧被保険者証（旧保険者番号）での請求について返戻せずに対応し、7 月請求分以降（3 月診療分以前を除く）に、旧被保険者証の保険者番号等で請求が行われた場合は、新被保険者証の確認のため返戻する旨、平成 31 年 3 月 1 日付け福岡医発第 3151 号（地）及び令和元年 6 月 1 日付け福岡医発第 658 号（地）にてご連絡申し上げているところです。

今般、6 月請求においても、下記健康保険組合に係る旧被保険者証での請求が全国で 3 万件程度発生していることから、7 月請求分についても旧被保険者証（旧保険者番号）での請求について返戻せずに対応する旨、支払基金より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、県内の保険医療機関に対しては、支払基金より 7 月 4 日付けで別添別紙通知が直接郵送されますことを申し添えます。

記

《対象健康保険組合及び保険者番号》

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 人材派遣健康保険組合 | (06.13.911.7) |
| (2) 日生協健康保険組合 | (06.13.805.1) |
| (3) 日生協健康保険組合関西支部 | (06.27.347.8) |

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令和元年 7 月 1 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

解散した健康保険組合の 7 月請求分以降の取扱いについて（ご連絡）

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記健康保険組合については、以前よりご連絡しておりますとおり、本年 4 月 1 日付けで解散し、全国健康保険協会に移管しているところです。

しかしながら、6 月請求において、下記健康保険組合に係る旧被保険者証での請求が全国で 3 万件程度発生しております。

このことから、7 月請求分も旧被保険者証での請求であっても保険医療機関に返戻しない取扱いとしました。

つきましては、別添の文書をもって各保険医療機関にご協力依頼させていただきますので、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

対象健康保険組合及び保険者番号

- ・ 人材派遣健康保険組合 (06.13.911.7)
- ・ 日生協健康保険組合 (06.13.805.1)
- ・ 日生協健康保険組合関西支部 (06.27.347.8)

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令和元年 7 月 4 日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

解散した健康保険組合に係る請求の取扱いについて（ご連絡）

平素は、支払基金の業務処理にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、下記健康保険組合については、以前よりご連絡しておりますとおり、本年 4 月 1 日付けで解散していることから、4 月診療以降分につきましては、新被保険者証の資格情報（保険者番号、記号及び番号）により、ご請求いただきますようお願いいたします。

記

対象健康保険組合及び保険者番号

- ・ 人材派遣健康保険組合 (06.13.911.7)
- ・ 日生協健康保険組合 (06.13.805.1)
- ・ 日生協健康保険組合関西支部 (06.27.347.8)

【お問い合わせ先】

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

事業管理課 内線 301～306 TEL 092-473-6611